

令和 8 年 9 月 15 日 通告

(一般質問)

質問日	令和 8 年 9 月 2 8 日 (月)			質問方式	分割方式		
質問順位	1	会派名	市民クラブ	議席番号	12	氏名	石津 陽子
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
1 食の安全を守る 予防行政について	食品衛生法の改正により、令和 3 年 6 月から、原則としてすべての食品等事業者は H A C C P に沿った衛生管理が義務化された。 近年では、営業形態や就業環境も多様化しているが、衛生管理指導を行っている団体への加入は任意であり、未加入事業者に必要な情報や衛生指導が確実に届いているのか検証すべきである。 (1) 食中毒防止や H A C C P に沿った衛生管理を推進するため、本市として、飲食店等への衛生指導や情報提供をどのように行っているのか伺う。 (2) 市内の飲食店営業許可施設のうち、衛生管理指導を行う団体への事業者の加入率を把握しているのか。また、発生した食中毒事案について、そういった団体への加入状況との関係を分析しているのか伺う。 (3) キッチンカーや外国人従業員など営業形態や就業環境が多様化する中、H A C C P に沿った衛生管理や必要な情報をどのように周知・支援し、食中毒の未然防止につなげていくのか、考えを伺う。						板倉保健所長
2 就労選択支援における本人の意思の尊重と利用体制について	令和 4 年の障害者総合支援法改正により「就労選択支援」が創設され、昨年 10 月から始まった。就労選択支援は、本人の希望を出発点に、本人自身が進路を選べるよう支援する制度である。 本市の指定事業所についても、受入れ体制を確保するとともに、居住地域による利用格差を解消しなければならないと考える。どの事業所を利用しても、本人の希望と意思が尊重され、質の高い支援を受けられる体制を整える必要がある。 (1) 昨年 10 月の制度開始時から現在まで、就労選択支援の指定事業所数、利用者数及び受入れ可能人数は、どのように推移しているのか。利用待ちなどの課題を把握しているのか伺う。 (2) 指定事業所が 11 か所にとどまり、その多くが中央区に集中している現状を、市はどのように評価しているのか。指定事業所の確保と地域的な偏在の解消にどのように取り組んでいくのか伺う。						新谷健康福祉部長
3 はまかぜの操縦士体制及び人員計画について	現在の消防ヘリコプター「はまかぜ」の操縦士体制は、専任機長への負担が大きく、体調不良等が運航に影響する可能性がある。新規操縦士を募集しているが操縦士確						那須田消防長

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	保に至らない状況である。 また、浜松の空域や山岳地形、気象特性、救助活動を理解した操縦士は、一朝一夕には育たない。だからこそ、若い操縦士を採用し、時間をかけて育成するという視点が必要ではないかと考える。 (1) 現在の操縦士体制及び人員計画で、将来にわたり市民の安全を確実に守ることができると考えているのか。また、安定した航空消防体制を維持するため、操縦士の育成を含めた長期的な人材戦略の必要性について認識を伺う。 (2) ベテラン操縦士を募集しても応募者が極めて少ない状況が続く一方、他自治体では複数の応募者を確保している例もある。この状況をどのように分析しているのか。また、現在の募集条件を見直す必要性について伺う。 (3) ベテラン操縦士の募集を継続しながら、ベテランが在籍しているうちに、一定の飛行経験を持つ若手を採用し、技術を継承していくことが必要と考える。ベテラン確保と若手育成を二本立てとした、複線型の人材確保・育成へ採用戦略を発展させる考えについて伺う。	
4 カスタマーハラスメントから働く人を守る取組について	改正労働施策総合推進法により、令和 8 年 10 月 1 日から、事業主にはカスハラ防止方針の明確化、相談体制の整備、発生後の適切な対応等が義務づけられる。 本市は令和 8 年 1 月に「浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針」を施行した。 また、本市には、中小・小規模事業者の伴走支援が求められる。行政、民間事業者のいずれにおいても、働く人の保護と正当な意見を申し立てる権利を両立するため、必要に応じて専門家に相談できる体制を整備する必要がある。 (1) 本市の基本方針施行後の対応実績はいかがか。また、効果をどのように検証し、今後の改善につなげていくのか伺う。 (2) 今年 10 月の法施行に向け、市内の中小・小規模事業者に対するカスタマーハラスメント対策への具体的な伴走支援を進めているのか伺う。 (3) 本市には、市内の労働者や事業者からカスハラ相談を専門に受け付け、事実関係を整理し、継続的な支援や専門機関への橋渡しを行う常設の専門の相談窓口はない。専門的な相談が出来る体制を整備する考えがあるか伺う。	田中総務部長 中村産業部長 〃

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
5 誰もが安心して利用できるトイレ環境の整備について	国土交通省は令和8年6月、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定した。また、公共トイレの便器数を算定する際に広く活用されている空気調和・衛生工学会の「給排水衛生設備規準」についても、現在、見直しに向けた検討が進められている。 本市においても、最新の知見を反映する必要がある。さらに、浜松まつりなどの大規模イベントでは、短時間にトイレ利用が集中する。本市を代表するイベントだからこそ、市民にも観光客にも快適なトイレ環境を整える必要がある。 (1) 不特定多数の者が利用する市有施設について、現在の男女別便器数や混雑、待ち時間などの利用実態をどのように把握しているのか伺う。また、国のガイドラインを踏まえ、男女別便器数や待ち時間の考え方を盛り込み、施設を整備する考えについて伺う。 (2) 市が主催・共催するイベントについて、来場者数や男女比、利用実態を踏まえた仮設トイレの設置基準の考察も必要と考える。本市の代表的なイベントである浜松まつりのトイレ環境については、会場別・男女別便器数や混雑、待ち時間などについて、どのような課題を認識しているのか伺う。	鈴木財務部長 金子観光・ブランド振興担当部長
6 訪問理美容への支援について	国は令和8年3月、出張理容・出張美容の対象に関する通知とQ&Aを改正し、疾病や要介護状態にある方に加え、育児や介護、勤務上の事情などにより、営業時間中の外出が困難な方も対象となり得ることを明確にした。 訪問理美容について、他自治体では独自の支援も行われている。また、静岡県美容業生活衛生同業組合では、今後の需要増加に対応するため、訪問美容を担う美容師の研修と人材育成の準備を始めている。 本市においても利用実態や市民ニーズを調査し、美容業界と連携しながら、訪問費用への助成や利用券の交付など、必要な方にサービスが届く支援制度を検討すべきである。 (1) 本市の在宅の要介護高齢者や障がいのある方などの訪問理美容の利用状況と、家族介護者のニーズは把握しているのか伺う。 (2) ケアマネジャーや地域包括支援センター、訪問理美容事業者、家族介護者などを通じて実態調査を行うとともに、在宅で理美容サービスを受ける必要がある方を対象とした助成制度の創設についての考えを伺う。	新谷健康福祉部長

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
7 ビーチ・マリンスポーツの聖地としての海岸利用環境の整備について	令和5年11月の一般質問でサーフィン国際大会の誘致を取り上げた。今年度は2回目のWSL公認のサーフィン国際大会が開催された。浜松の海が国内外へ発信されるようになった今、次に問われるのは「大会を開催できる海」から、「人が訪れ、楽しみ、滞在できる海」へと発展させていくことだと考える。 近隣の袋井市では、海辺の環境が整備され、人が訪れ、滞在し、交流する地域資源として活用する取組が進められている。 本市の遠州灘海浜公園についても、その在り方を改めて考えていく必要があると考える。また、その区域内にある各公園の管理についても、「維持管理」にとどまらず、効果的な活用の視点が重要である。遠州灘海浜公園を海岸利用の拠点として位置付け、沿岸全体を見据えた整備や活用を進めるべきと考える。 (1) 遠州灘海浜公園の今後の在り方をどう考えているのか、「海があるまち」から「海を楽しめるまち」、さらに「海を目的に人が訪れ、滞在するまち」へとつなげるため、近隣自治体の取組も参考に、防潮堤も含め、遠州灘海浜公園の利用環境を踏まえた整備方針を示していく考えについて、本市の見解を伺う。 また、本公園の一部は指定管理公園であることから、海岸を利用する人も含め、海と公園を一体的に捉えるという視点で、その区域にある個々の公園の運用についても、指定管理の効果的な活用についても併せて、その見解を伺う。 (2) ビーチ・マリンスポーツの聖地を掲げている本市として、それに相応しい日常的な海岸利用環境を整えていくべきである。遠州灘沿岸全体の利用状況や利用者の動線を把握した上で、どの場所にどのような機能が必要なのかを整理し、計画的に整備していくことが重要だと考える。市民利用はもちろん、世界からプロ選手を迎えるのに相応しいビーチ・マリンスポーツの聖地として海岸を利用する際の周辺環境整備の考えについて伺う。	磯部花みどり 担当部長 杉田スポーツ 振興担当部長